

※本資料については、令和8年政府予算の成立を前提としたものとなります。
そのため、今後の動向に応じて記載内容や制度部分等に変更が生じる場合があるため、ご注意ください。

令和8年度 オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の 面的受入環境整備促進事業

令和8年3月
観光庁外客受入室

○ 細切れとなっていた観光地における受入委環境整備に係るハード整備補助事業を一本化

令和7年度（補正予算含む）

持続可能な観光推進モデル事業

- ①【補助事業】地域における持続可能な観光計画策定補助
- ②【調査事業】持続可能な観光推進モデル事業

地域における受入環境整備促進事業

- ①【補助事業】オーバーツーリズム対策を含めたハード整備補助
- ②【調査事業】受入環境整備に向けた調査費用

オーバーツーリズムの未然防止・抑制による 持続可能な観光推進事業

【補助事業】オーバーツーリズム対策のための補助

インバウンド受入環境整備高度化事業

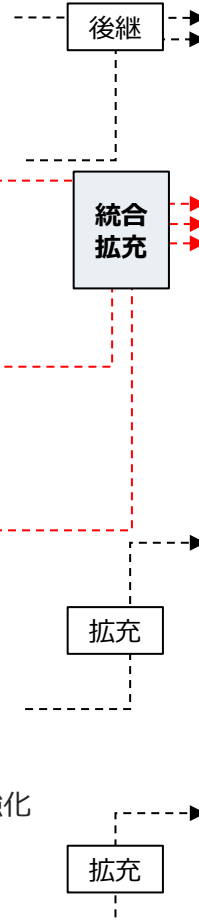
- ①【補助事業】観光地における周遊促進・消費拡大に資するハード整備
- ②【調査事業】受入環境整備に向けた調査費用

地方誘客促進に向けた インバウンド安心・安全対策事業

- ①【補助事業】観光危機管理計画の策定・改定補助
- ②【補助事業】観光施設等の避難所機能の強化・多言語対応機能の強化
- ③【補助事業】医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化

多様な食習慣や宗教的慣習を持つ 訪日外国人旅行者受入促進モデル事業

【調査事業】モデル実証



令和8年度（補正予算含む）

地域一体となった持続可能な観光地域づくりの推進

- ①【調査事業】地域一体となった持続可能な観光地経営の推進
- ②【調査事業】受入環境整備に向けた調査費用

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする 観光地の受入環境整備の促進

- ①【補助事業】各地域・事業者等への支援
※R7「地域における受入環境整備促進事業」①、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」、「インバウンド受入環境整備高度化事業」①の組み合わせ
- ②【調査事業】オーバーツーリズム対策をはじめとする地域の受入環境整備に向けた調査費用（マナー、交通等を含む）

地方誘客促進に向けた インバウンド安心・安全対策事業

- ①【補助事業】観光危機管理計画の策定・改定補助
- ②【補助事業】観光施設等の避難所機能の強化・多言語対応機能の強化
- ③【調査事業】訪日外国人旅行者に向けた医療保険加入促進
- ④【補助事業】医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化

多様な食習慣や宗教的慣習を持つ 訪日外国人旅行者受入促進モデル事業

【調査事業】モデル実証

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進

事業目的・背景・課題

- 一部の地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反問題など、我が国における観光課題が顕在化している状況。
- インバウンドの更なる受入れに対する国民の不安を払拭し、観光を我が国における「戦略産業」として持続的に発展させていくためには、局所的・短期的な対応が中心となっていたこれまでの対策に加えて、地域の方々の理解の下、中長期的な視点からより実効性のある面的な対策を一層促進していく必要がある。

事業内容

- ①補助事業**
- 地域における観光施策のとりまとめ・旗振り役である**地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり**、各地域が現在直面している課題／今後抱える課題に**地域一体で行う様々な取組※1を面的・総合的に支援する**。また、民間事業者をはじめ、個別の受入環境整備に係る取組についても、きめ細やかな支援を行う。
※1 ハード整備の他、調査・実証に係る取組を含む
 - 特に、ソフト的・対症療法的な対策のみならず、中長期的な視点から安定的・持続的に支援できるよう、**複数年にわたる取組についても支援することとする**。また、**検討段階から観光庁・地方運輸局が伴走支援を行い**、地域の方々の理解の下、**より実効性のある対策の加速化を図っていく**。

- ②調査事業**
- 我が国における観光課題の情報を収集し、生じている地域・エリアに提供することで、スピード感をもった対策の造成を支援するほか、多様な媒体を通じたマナー啓発、手ぶら観光サービスの普及・浸透に向けた調査等を実施する。

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業（補助率 2 / 3（補助上限額：2 億円）、1 / 2（補助上限額：0.5 億円）、②調査事業等
- ・補助対象：①国→民間事業者→地方公共団体、登録DMO、民間事業者等 ②民間事業者等 ・事業期間：令和8年度～

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要
2. 各類型の事業の流れ・手続き
 - 2 - 1. 地域一体型
 - 2 - 2. 一般型
 - 2 - 3. 今年度からの新たな制度
 - 2 - 3 - 1. ①事前着手制度の導入
 - 2 - 3 - 2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入
3. 審査
4. 申請様式・申請方法
5. 補助対象事業
 - 5 - 1. 補助対象となり得るものの例（過去例）
 - 5 - 2. 補助対象経費・補助対象外経費
 - 5 - 3. （参考）過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例
6. 留意事項・FAQ

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要

2. 各類型の事業の流れ・手続き

2-1. 地域一体型

2-2. 一般型

2-3. 今年度からの新たな制度

2-3-1. ①事前着手制度の導入

2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入

3. 審査

4. 申請様式・申請方法

5. 補助対象事業

5-1. 補助対象となり得るものの例（過去例）

5-2. 補助対象経費・補助対象外経費

5-3. （参考）過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例

6. 留意事項・FAQ

- 本事業は、一部の地域・時間帯における過度な混雑やマナー違反行為などの観光課題の未然防止・抑制に向けて、地方公共団体・DMO・民間事業者等の様々な方々が取り組む面的なソフト・ハードの取組を包括的に支援する事業です
- 申請に当たっては、観光庁・地方運輸局がしっかりと相談に乗ってまいります

<補助内容> ※あくまでも一例



過度な混雑対策に向けた 観光需要の管理・分散化・平準化



入場数規制・
入場料徴収に係る整備



箱根
事前予約システムの
整備



パーク&ライド駐車場の
整備



デジタルマップ上での混雑
情報のリアルタイム発信



白川
混雑状況の可視化、混雑予測情報の発信



マナー違反行為の防止・抑制 に向けた取組



ICTごみ箱の整備・運用



違反行為監視用の
AIカメラ整備



車道撮影等を抑止するた
めの撮影スポット整備



トイレの整備・保守運用



マナー啓発物の作成、
デジタルサイネージの設置



観光地・観光施設の受入体制の強化 に係る取組



観光客向け移動手段の
実証導入・実装



繁忙期の交通体制
の増強



手ぶら観光サービスの普及・
浸透に向けた実証・整備



公共交通機関等の車体改修

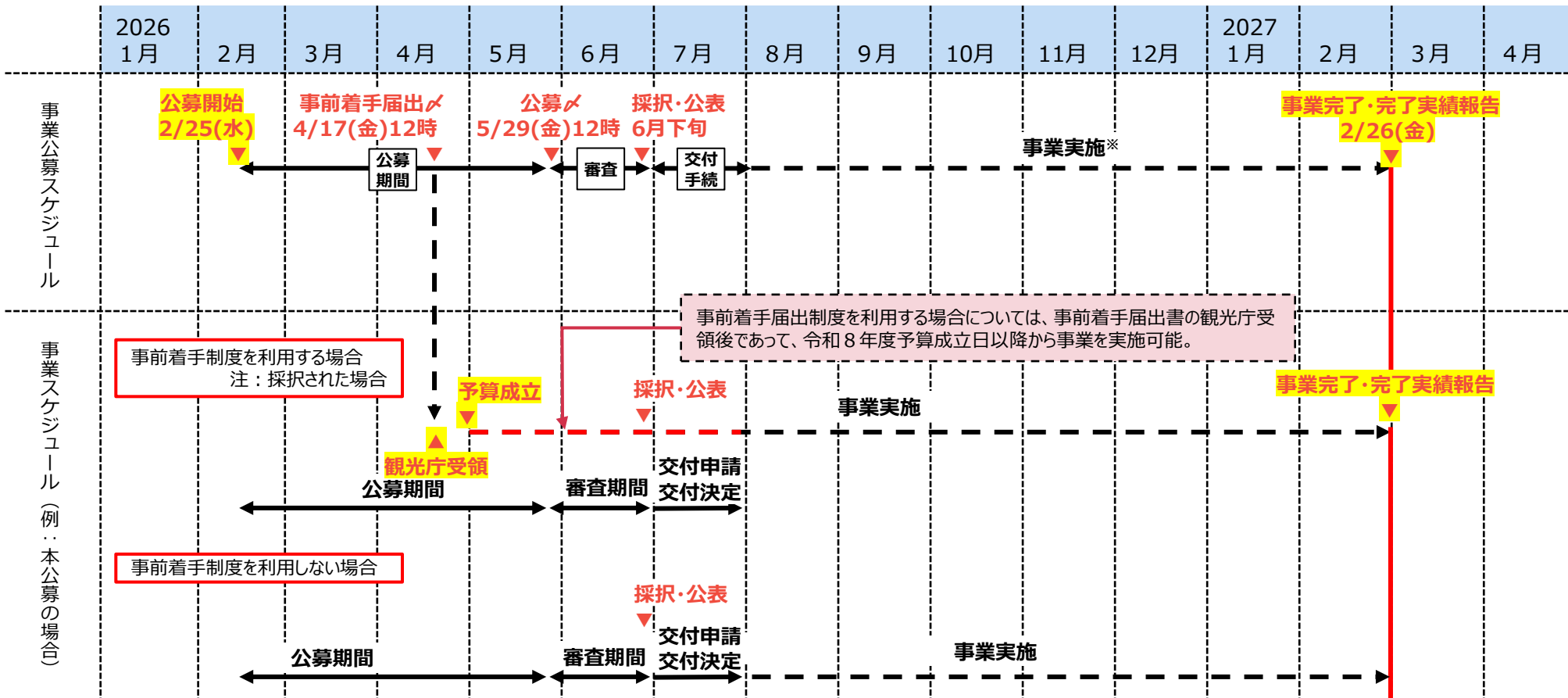


地域住民との協働に係る取組

住民向け説明会の開催
観光と市民の調和に向けたソフト的な取組

本事業の全体スケジュール（想定）

○ 現時点での全体スケジュールは、以下の通りです。状況に応じて変更となる場合があるため、ご注意ください。



※ 交付申請～交付決定といった手続きを経る必要は当然ありますので、留意ください。

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要

2. 各類型の事業の流れ・手続き

2-1. 地域一体型

2-2. 一般型

2-3. 今年度からの新たな制度

2-3-1. ①事前着手制度の導入

2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入

3. 審査

4. 申請様式・申請方法

5. 補助対象事業

5-1. 補助対象となり得るものの例（過去例）

5-2. 補助対象経費・補助対象外経費

5-3. （参考）過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例

6. 留意事項・FAQ

支援類型 ～本事業では、「地域一体型」と「一般型」の2つの類型に分けて公募を実施します～

	支援類型	
	地域一体型	一般型
類型概要	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）が中心となって、地域の多様な観光関連事業者等と連携しながら、実情に応じた面的な受入環境整備を行う類型	多様な観光関連事業者が、各地域が抱える観光課題に対応すべく、一又は複数の者が連携しながら、実情に応じた受入環境整備を行う類型
申請主体	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等
補助対象者	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等	
補助上限額 補助率	2億円 2 / 3	5,000万円 1 / 2
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請時点において、申請主体を含む地域の関係者により構成される協議の場を設けておくこと ● 当該協議の場における議論について、地域住民の意見を取り入れる方法を取り入れておくこと ● 申請主体が登録観光地域づくり法人（DMO）である場合には、関係する地方公共団体と連携すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請主体が地方公共団体以外の者である場合には、関係する地方公共団体との連携が必要（連携を証する書類を提出すること）
登録可能な事業数等	<ul style="list-style-type: none"> ● 1申請あたり無制限（1事業ごとに、原則3か年度以内の事業内容を申請可能） 	
審査	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部有識者・地方運輸局観光部等を構成員とする選定委員会を開催し、支援可否について議論することとする。 （複数年度の取組については、本年度採択されると、次年度以降の同様の観光庁予算事業において優先的に採択することを想定※次年度以降において、同様の事業における採択自体、及び補助率・補助上限額での採択を確約するものではないことに留意） 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● （地域一体型のみ）地域の個別の取組のみでは解決が困難と考えられる観光課題への対応にあたっては、先進的かつ抜本的な対策を推進するため、課題分析や対策手法の提示等、本事業とは別枠で、観光庁の直轄事業として所要の支援を講ずることを予定しています。 ● （地域一体型のみ）申請主体からの求めに応じ、有識者等の派遣・助言を実施予定です。 ● （共通事項）観光課題に対して喫緊に取り組む必要性等が確認される場合については、申請開始～交付決定間における事業着手を可能とする“事前着手制度”を設ける。※なお、本届出が受理されて以降、事業に関する諸手続きを進めることが可能となるが、事業の採択を確約するものではない。 ● （共通事項）広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づき作成された実施計画に位置づけられた取組である場合には、優先的に採択することを想定。 	

○ 本事業は、補助事業の申請主体や申請地域における対策に係る検討進捗度合いに応じて、申請できる類型が異なります。

■ 申請類型の選定

○ 申請主体（代表者）は地方公共団体又は登録観光地域づくり法人（登録DMO）ですか？

いいえ

はい

○ 地域関係者による協議の場（協議会等）※1を設置していますか？

いいえ

はい

○ 観光地としての現状や将来像の分析、地域住民の意見に基づいた具体的な対策を、地域における協議の場で議論しましたか？又はする予定ですか？

いいえ

はい

地域一体型への申請を検討ください

一般型への申請をご検討ください

※ 1 地域関係者による協議の場（協議会等）に係る考え方については、p.13を参照ください

※ 2 地域一体型の要件を満たしている地域が、一般型に申請することは可能です

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要

2. 各類型の事業の流れ・手続き

2-1. 地域一体型

2-2. 一般型

2-3. 今年度からの新たな制度

2-3-1. ①事前着手制度の導入

2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入

3. 審査

4. 申請様式・申請方法

5. 補助対象事業

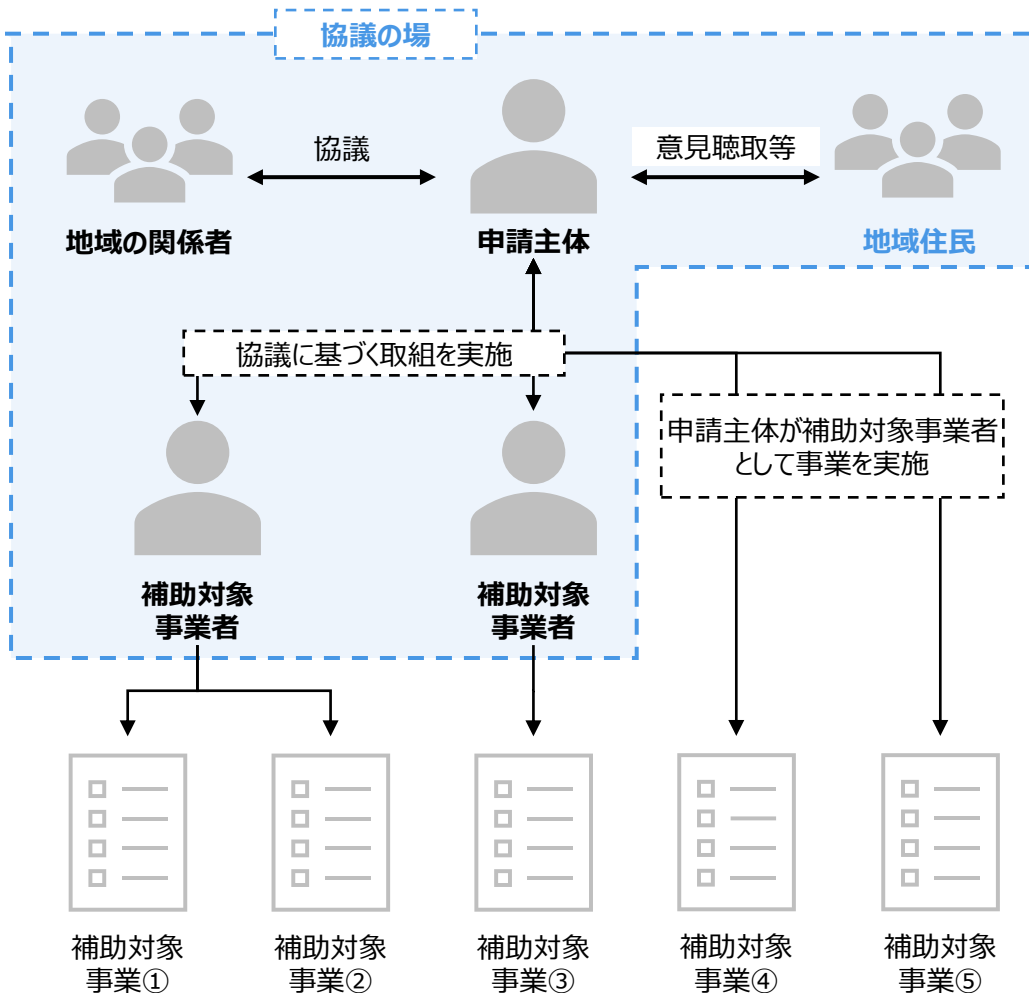
5-1. 補助対象となり得るものの例（過去例）

5-2. 補助対象経費・補助対象外経費

5-3. （参考）過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例

6. 留意事項・FAQ

- 地方公共団体又は登録観光地域づくり法人（DMO）が中心となって、地域の関係者による協議の場を設置し、地域住民の意見を取り込みながら策定される／策定された対策を実施するタイプとなります



主なポイント

- 「地域一体型」については、地域における観光振興の旗振り役として中核を担う者に、中長期的な視座に立って当該地域における面的な受入環境整備を推進していただきたいといった趣旨の下、その申請主体は地方公共団体又は登録DMO※に限ることとしています。
- 協議の場は、協議会として設置することが望ましいですが、申請主体が個別に協議を実施するものでも構いません。また、新規で協議会を設置する必要は必ずしもなく、既存の会議体を組み合わせる形で対応することも認めます。
- この点、過去の各地域における協議の場の設置の仕方も多様であるため、**【参考】**に掲載された資料らを確認し、貴自治体等の実態に即した対応を検討いただければ幸いです。（協議の場の運営に係る費用（データ収集／分析、貸会議室の利用等を想定）についても、補助対象経費に含めることができます。）
- 【参考】**
○ オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光地域づくり(先駆モデル地域) https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/overtourism.html
- 地域の関係者とは、公共交通事業者、宿泊事業者、飲食事業者、商工会議所、地方銀行など、多様な方々を想定しています。この点、必ずこうした者が1以上参画しなければならない、といった制約はありませんが、地域一体となった観光振興に向けて、可能な限り多くの者による構成が望ましいです。
- 協議の場には、地域住民又は自治会等の地域住民の方々を代表する団体が参画することが望ましいです。
- 連携する補助対象事業者数や、一補助対象事業者が行う補助対象事業の数について、特段の上限はありません。（各取組について、それぞれが単年度のみ／複数年度のみ、でなければならないといった制約もありません。）申請主体が補助対象事業者として補助事業を実施することも可能です。
- 地域の個別の取組のみでは解決が困難と考えられる観光課題への対応にあたっては、先進的かつ抜本的な対策を推進するため、課題分析や対策手法の提示等、本事業とは別枠で、観光庁の直轄事業として所要の支援を講ずることを予定しています。

※ 申請時点において登録DMOであったものが本事業実施年度内において登録が取り消された場合には、採択及び交付決定を取り消す場合がありますので、あらかじめご認識おきください。（補助金の返還義務等が生じる場合があります）

補助上限額：計2億円 補助率：2／3以内

- 協議の場の設置の考え方としては、下記などが考えられます。
- また、地域住民の参画・参加に関する考え方についても、併せてご確認ください。

①申請主体（地方公共団体又は登録DMO）を中心とした協議会の設置

- 本事業の申請主体となる地方公共団体をはじめとする、地域住民を含む地域の課題に応じた関係者が構成員として参画すること
- 地域で発生しているまたは発生が想定される、観光客の来訪による過度の混雑やマナー違反等の課題に係る現状把握（将来の想定）、計画の策定、取組の実証・本格実施についての協議を実施すること
- 協議する内容に応じ、関係する構成員による分科会やWGを設けることも可能です
- 協議の場は、協議会として設置することが望ましいですが、申請主体が個別に協議を実施するものでも構いません。また、新規で協議会を設置する必要は必ずしもなく、既存の会議体を組み合わせる形で対応することも認めます。
- この点、過去の各地域における協議の場の設置の仕方も多様であるため、**【参考】**に掲載された資料らを確認し、貴自治体等の実態に即した対応を検討いただければ幸いです。（協議の場の運営に係る費用（データ収集／分析、貸会議室の利用等を想定）についても、補助対象経費に含めることができます。）

【参考】

オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光地域づくり(先駆モデル地域)

https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/overtourism.html

②申請主体による個別協議等の実施

- ①の協議会を設置しないが、本事業の申請主体となる地方公共団体において、地域住民を含む地域の課題に応じた関係者と個別の協議を実施すること

地域住民の参画・参加について

- ①の場合、原則として、協議会に地域住民または地域住民を代表する団体（例：自治会、住民団体、地域住民による観光ボランティア団体 他）が参画することを想定
- 地域住民が協議会の構成員として参画することについて会議参加等の負担が大きいと判断される場合には、②のとおり、個別の協議の場の設定等、地域住民に生じている影響の把握や計画策定・取組実施に際しての地域住民の意向・意見を十分に聴取する機会を設けることも可
- パブリックコメントや住民等を対象としたアンケート等の実施等による広く一般から意見を募るアプローチは、協議を進める上で、地域住民の意向・意見を聴取する補助的な手法として実施することは可能であるが、これのみでは本事業において地域住民との協議を十分に実施したとは認められないことに留意

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要

2. 各類型の事業の流れ・手続き

2-1. 地域一体型

2-2. 一般型

2-3. 今年度からの新たな制度

2-3-1. ①事前着手制度の導入

2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入

3. 審査

4. 申請様式・申請方法

5. 補助対象事業

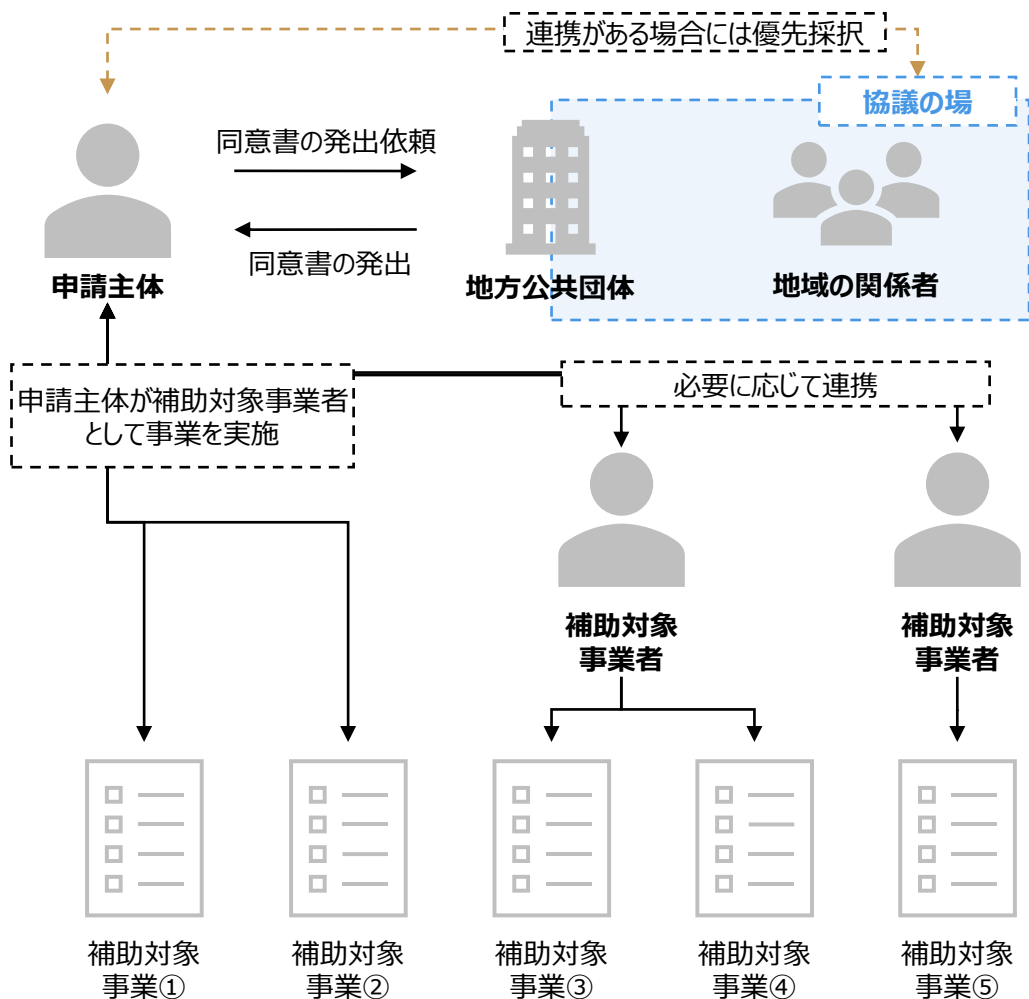
5-1. 補助対象となり得るものの例（過去例）

5-2. 補助対象経費・補助対象外経費

5-3. （参考）過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例

6. 留意事項・FAQ

- 地方公共団体、登録DMO又は民間事業者等が個別に実施する様々な取組を支援するものとなります。（当然、複数の実施主体が連携して取り組むものを否定するものではありません。）なお、申請主体が地方公共団体以外の者である場合には、関係する地方公共団体から同意書を受け、申請時に添付することが求められます※。



主なポイント

- 本事業における地域一体型に基づく協議の場において議論されたものについては、優先採択扱いとなるため、その旨について申請書類に、明記するようにしてください。
- 協議の場には、地域住民又は自治会等の地域住民の方々を代表する団体が参画することが望ましいです。
- 連携する補助対象事業者数や、一補助対象事業者が行う補助対象事業の数について、特段の下限／上限はありません。（各取組について、それぞれが単年度のみ／複数年度のみ、でなければならないといった制約もありません。）申請主体が補助対象事業者として補助事業を実施することも可能です。
- 申請主体が地方公共団体以外の者である場合には、関係する地方公共団体から同意書を受け、申請時に添付することが求められます※。（地方公共団体の同意なく提出することは、公文書偽造に当たり刑事罰が適用されるおそれがあることに留意してください。）

※ただし、地域における観光情報の発信ウェブサイトなどの多言語化といった、地方公共団体など地場に影響のない取組については、必ずしも同意書を要しません。（必要可否については、必要に応じてお問い合わせいただけますと幸いです）

補助上限額：計0.5億円 補助率：1/2以内

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要

2. 各類型の事業の流れ・手続き

2-1. 地域一体型

2-2. 一般型

2-3. 今年度からの新たな制度

2-3-1. ①事前着手制度の導入

2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入

3. 審査

4. 申請様式・申請方法

5. 補助対象事業

5-1. 補助対象となり得るものの例（過去例）

5-2. 補助対象経費・補助対象外経費

5-3. （参考）過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例

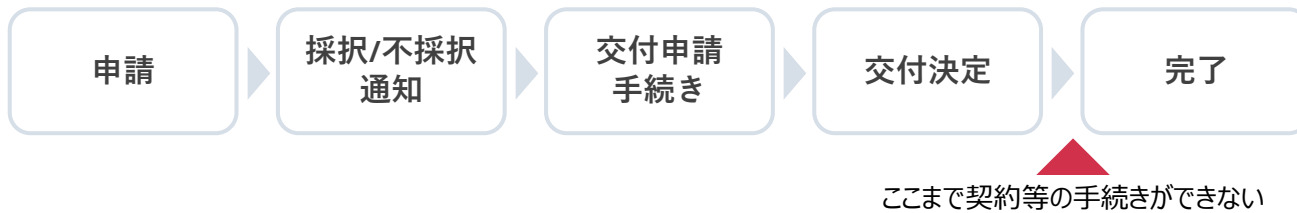
6. 留意事項・FAQ

事前着手制度の導入～交付決定前でも事業を開始できます～①

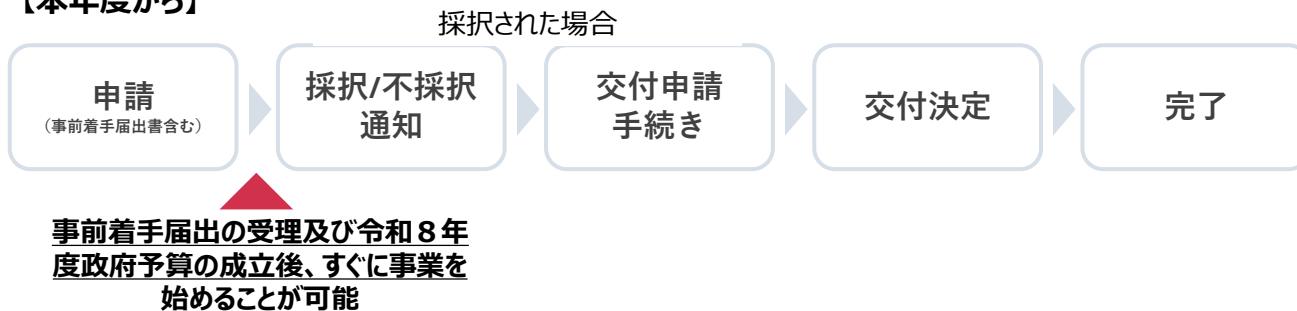
- 本年度より、交付決定前の事業着手を認める「事前着手制度」を導入します。迅速な事業実施により、観光繁忙期に対策を間に合わせることができ、効果的なオーバーツーリズム対策を進めることが可能です。
- 活用する場合には、申請時に「事前着手届出書」を申請書類とともに提出してください。

従来との違い

【従来】



【本年度から】



【利用方法】※詳細は公募要領を確認すること。

- ① 申請様式1の「事前着手」欄に“○”を記入し、申請様式7の「事前着手届出書」に必要事項を記入の上、観光庁に申請。
- ② 事前着手届出の受理及び令和8年度政府予算の成立以降、事業着手可能（予算成立前の経費は対象外）
- ③ 採択／不採択の通知が接到。採択だった場合には、通常通りの手続きを踏むこと（必要書類（見積書、契約書、支出証拠書類等）の提出等）
- ④ 交付決定後、引き続き事業を実施し、事業終了後、効果分析等を実施し、実績報告（通常通り）

【対象となる事業・経費】

- ・ 通常の補助対象事業・補助対象経費と同様
- ・ 期間：事前着手届出の受理及び令和8年度政府当初予算が成立した後～令和9年2月26日まで

【活用が推奨されるケース】

- ✓ 夏休み等の繁忙期前に対策を実施したい
- ✓ システム開発・工事等、準備に時間がかかる
- ✓ 取組の実効性を最大限高める事業者を早期に確保したい
- ✓ 交付決定を待つと年度内完了が困難

！！重要事項！！ ～不採択の場合、全額自己負担～

- **採択、交付決定を保証するものではありません。審査の結果、不採択となった場合、支出した費用は全額自己負担となります。また、交付申請手続き内に補助対象経費に当たらないことが確認された経費については、通常通り補助対象外となります。**
- 事前着手制度を活用するとした場合であっても、下記をはじめとする補助金のルールは通常通り適用されます。交付申請手続きは省略できないので留意してください。
(・ 相見積取得(原則2者以上)、・ 適正な契約・支出手続き、・ 証拠書類の適切な保管、・ 補助金適正化法等の遵守)
- 不正行為は、厳正に対処します。交付決定後でも、不正が判明した場合は交付取消・返還命令の対象となります。

【想定されるQ&A】

Q. いつから事業着手できますか？

A. 観光庁からの事前着手届の受理通知の発出及び令和8年度政府当初予算の成立日以降、採択／不採択の別に関わらず着手可能です。

※令和8年度政府当初予算の成立後であっても、観光庁からの事前着手届の受理通知の発出があった前の経費は対象外です。

※また、事前着手制度を利用したからといって、その採択・補助率・補助額を確約することはありませんので、留意してください。

Q. 対象になる経費は？

A. 通常の補助対象経費と同じです。

ただし、事前着手分も含め、年度内(令和9年2月26日まで)に支出・完了する必要があります。

Q. 申請時に何か手続きが必要ですか？

A. 4月18日までに、事前着手届出書（様式7）含めた必要書類を提出する必要があります。詳細は公募要領をご確認ください。また計画申請については通常通り申請が必要です。

Q. 不採択になったらどうなりますか？

A. 支出した費用は全額自己負担となります。△リスクを理解した上でご判断ください。

Q. 交付決定前でも契約していいですか？

A. 可能です。ただし、通常通り、相見積(原則2者以上)、契約書の作成、支出証拠書類の保管などの手続きは必要です。

Q. 採択される確率は？

A. 通常の審査と同じ基準で審査します。事前着手の有無は審査に影響しません。

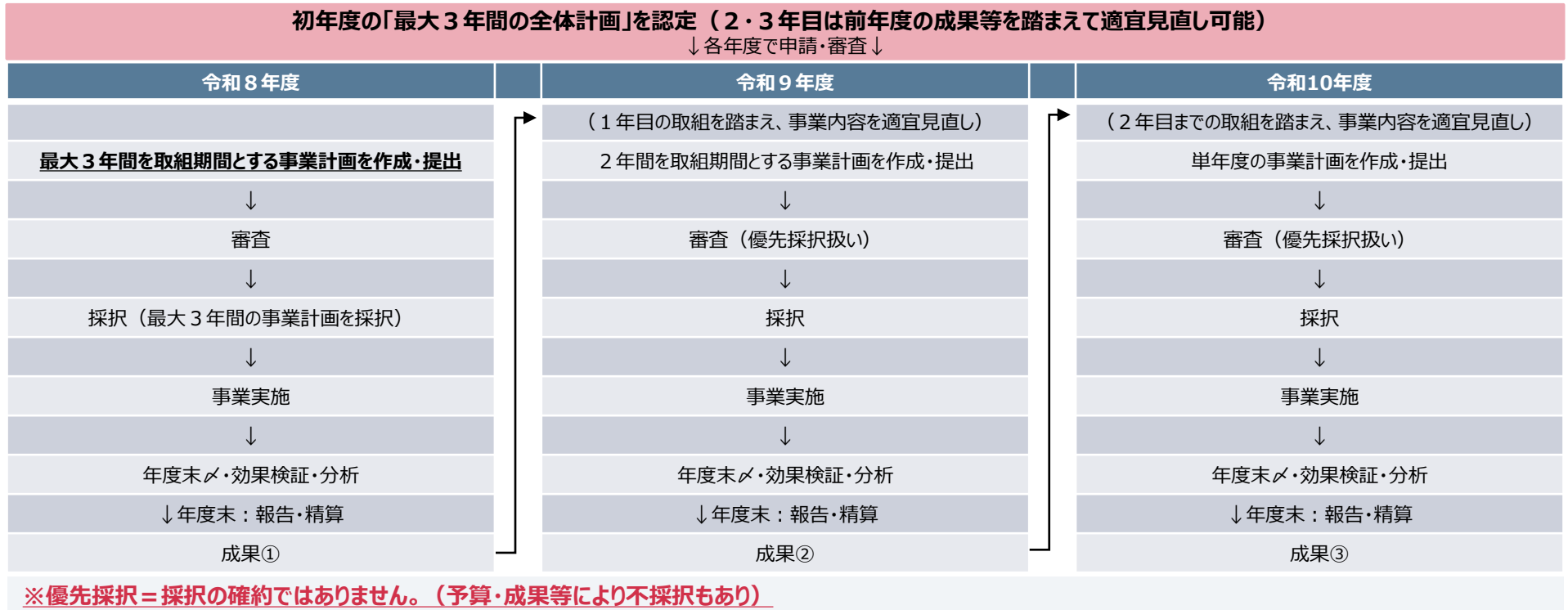
オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要
2. 各類型の事業の流れ・手続き
 - 2-1. 地域一体型
 - 2-2. 一般型
 - 2-3. 今年度からの新たな制度**
 - 2-3-1. ①事前着手制度の導入
 - 2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入**
3. 審査
4. 申請様式・申請方法
5. 補助対象事業
 - 5-1. 補助対象となり得るものの例（過去例）
 - 5-2. 補助対象経費・補助対象外経費
 - 5-3. （参考）過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例
6. 留意事項・FAQ

複数年度計画認定制度の導入～中長期的な視点の下で取り組む事業を支援します～①

- 本年度より、最大3年間の事業計画を認定し、段階的な取組を支援できるよう措置します。システム構築や社会実験など、継続的な取組が必要なオーバーツーリズム対策を効果的に実施できる環境を整備します。

■ 制度の全体イメージ



■ 認定されること／されないこと

- 【○認定されること】**

 - ✓ 全体計画の方向性（有識者による事業に対するコメント等を付与）
 - ✓ 2年目以降の優先採択対象
 - ✓ （必要に応じた）観光庁・地方運輸局による伴走支援

【×認定されないこと】

 - ✓ 2・3年目の予算確保、採択確約
 - ✓ 計画内容の固定化

■ メリット

中長期的な視点での事業設計が可能（成果を踏まえた柔軟な見直しを許容）
2年目以降は優先採択対象

■ 初年度に提出する計画書

複数年度計画書(申請様式4-B、5-B、6-B)
 (記載内容は、1. 全体目標（3年後のゴール）、2. 1年目：詳細な取組、3. 2年目：概要・方向性、4. 3年目：概要・方向性、5. 各年度の関連性
 ※2・3年目は各年度申請時に成果を踏まえて詳細化

■ 対象事業のイメージ

- ✓ 混雑地域への車両流入規制（1年目：基礎的交通量調査、実証実験→2年目：調査・実証実験を踏まえた域外駐車場の整備、各種調整→域外駐車場の整備（続き）、実装
- ✓ 面的な受入委環境整備（設計～施工まで複数年かかるような施設整備）等

■ 必ず理解すべき注意事項

△注意1:2年目以降の採択は確約されません

- ✓ 複数年度計画認定制度を活用して採択された案件については、2年目以降の審査において優先採択することとします。（他の新規申請案件よりも優先度高）
- ✓ ただし、2年目以降の採択を確約するものではありません。また、同事業・同補助率・補助上限額による優先採択を確約するものでもありません。予算が確保されない、前年度の成果が著しく不良である、不正・不適切な支出が確認された場合などには、不採択とされることがある点、あらかじめ留意してください。
- ✓ また、1年目の取組などを踏まえて当初計画していた内容に対して見直しを実施することを推奨しますが、当初計画していた内容から著しく変更が生じる場合については、新規申請案件と同様の審査が実施される場合があります。あらかじめご注意ください。

△注意2:毎年度の申請・審査は必須

- ✓ 各年度で必要:申請/審査/交付申請・決定/事業実施/報告/検査/精算といった手続きが生じます。
- ✓ 年度をまたぐ契約・支出は不可ですので、申請段階において必ず留意してください。

△注意3:前年度の成果が次年度に影響

- ✓ 1年目に採択された内容だからと言って、必ず次年度も採択されるわけではありません。目標未達成/報告不備/不適切支出/無断変更などが確認された場合などには、不採択の可能性が当然生じますのでご注意ください。

■ 想定されるQ&A

Q1.「優先採択」とは?

A1. 審査で一定の配慮があり新規より優先されますが、採択の確約ではありません。予算不足や成果不良の場合は不採択もあります。

Q2. 2年目の計画は1年目と同じでないとダメ?

A2. 1年目の取組を踏まえた取組の深化・広がりを意識するようにしてください。例えば、1年目から3年目まで、混雑箇所における交通誘導員の配置のみを実施するといった内容は不採択となりえます。

Q3. 年度をまたぐ契約はできる?

A3. 補助事業としては不可です。年度ごとに契約・精算が必要です。

Q4. 2年目の申請書は簡単になる?

A4. 1年目の事業実績を踏まえた見直しを行った申請が再度必要となります。一概に簡単になるとは申し上げることはできませんが、観光庁側に令和8年度事業の関連資料（申請書～実績報告書など）が保存されることとなるため、新規案件と比較するとスパイラルアップを図ろうとしている意欲的な地域・取組であるかどうかといった点は把握させていただきます。

Q5. 単年度申請と複数年度計画、どちらが有利?

A5. どちらが有利ということはありません。複数年度計画の場合には、1年間で終了することができない大規模な開発・整備や、複数年をかけた分析～実証・実装までを一気通貫で支援されることが可能となります。

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要
2. 各類型の事業の流れ・手続き
 - 2-1. 地域一体型
 - 2-2. 一般型
 - 2-3. 今年度からの新たな制度
 - 2-3-1. ①事前着手制度の導入
 - 2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入
- 3. 審査**
4. 申請様式・申請方法
5. 補助対象事業
 - 5-1. 補助対象となり得るものの例（過去例）
 - 5-2. 補助対象経費・補助対象外経費
 - 5-3. （参考）過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例
6. 留意事項・FAQ

- 申請案件については、**外部有識者、各地方運輸局観光部を含む委員会**において、以下の項目に基づいて総合的に評価を行った上で採択を行います。
- 申請者の方々におかれましては、事業を実施するエリアを管轄する地方運輸局観光部へ積極的にご相談いただけますと幸いです。

■ 審査の観点

<地域一体型・一般型共通>

- 地域の現状・実情を適切に把握することができるか（観光課題がどこでいつ生じているものであり、何が原因と考えられるのか。観光地として受入体制を整備していくに当たっての課題はどこにあるのか、何なのか。等）
- 地域の現状・実情を勘案した上で、当該地域の抱える課題を改善・解決するために必要な取組内容となっているか（自社サービスを展開することが目的化されていないか）
- 事業実施に当たって、適切な実施体制が構築されているか（むやみな委託が生じていないか。等）
- 提出された申請内容について、具体性・計画性が確認できるほか、実施することによる十分な効果が期待できる取組内容となっているか（観光満足度の向上、といった抽象的・定性的な成果設定になっていないか。）

地域一体型については、上記のほか、以下の観点からも審査を実施します。

<地域一体型のみ>

- 協議の場について、多様な観光関連事業者の巻き込みが認められ、局所的な課題対応だけでなく面的・広域的な取組の広がりが想定できるか
- 次年度以降も継続的に議論・連携が行われていくことが想定できるか（単年度の補助金申請のための設置になっていないか）

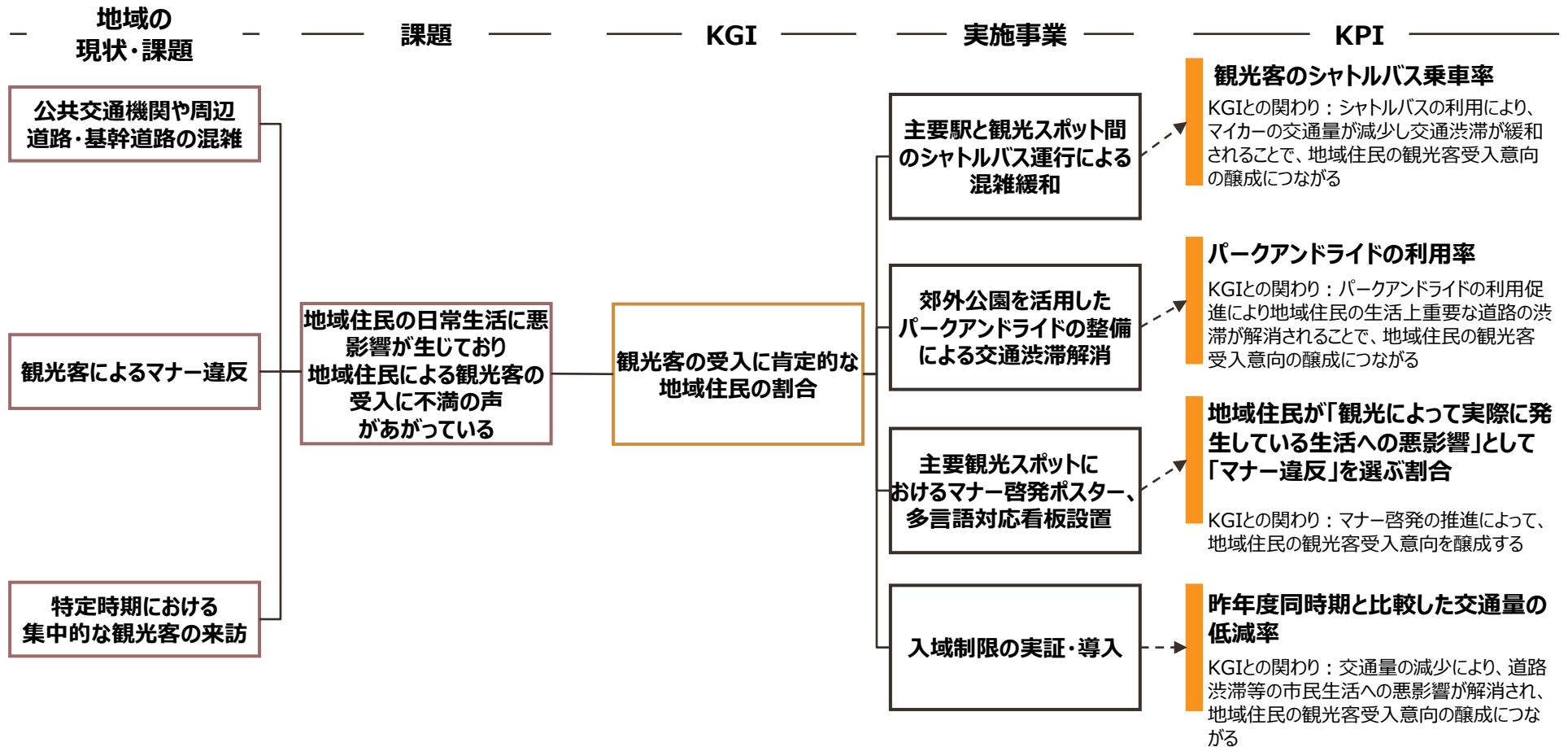
なお、各取組毎に、下記が確認できる場合は審査に当たっての加点対象とする予定です。

<加点対象>

- 広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づき作成された実施計画に位置づけられた取組である場合
- 申請主体が、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）に基づくロゴマークを取得しているまたは取得予定の場合
- （地域一体型のみ）協議の場の設置（既存会議の組み合わせを含む）を行った上で、取組を検討・実施する場合（個別協議のみで対応しようとしていない場合）
- （一般型のみ）本事業の地域一体型における協議の場において議論された事業については、加点対象とする。

- 申請に当たって、KPI・KGIの設定を求めています。こうした値の設定については、地域の現状・課題などを的確に捉えた上で設定するようにしてください。※1
- 観光客の総合満足度や観光消費額といった指標は、様々な要素で構成されるため、設定する値としては必ずしも合理的とはいえない場合があります。

■ KGI・KPI設定に当たっての考え方（一例）

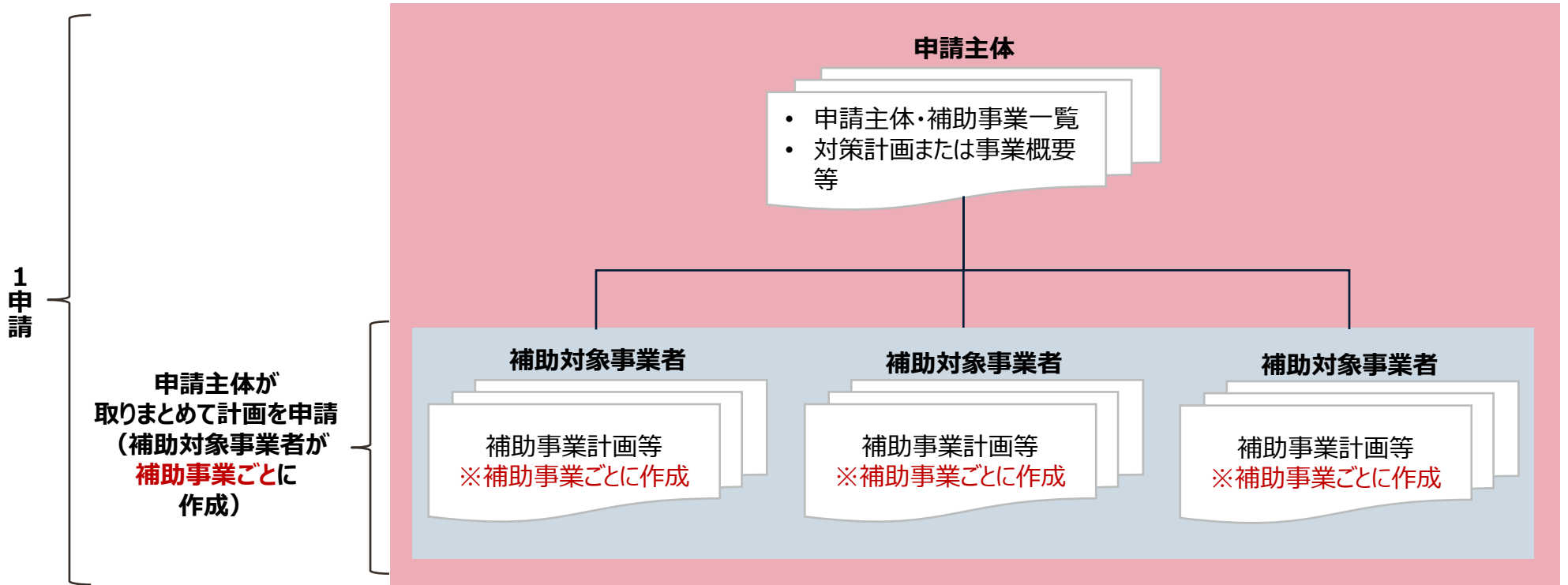


※1 設定した指標の現状値を有さない場合は可能な限り令和8年度中に測定してもらう必要があります。なお、同年度中に測定するにあたっては、必要経費について補助事業内に組み込むことも可能ですので、意欲的な値の設定についてご検討ください。

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要
2. 各類型の事業の流れ・手続き
 - 2-1. 地域一体型
 - 2-2. 一般型
 - 2-3. 今年度からの新たな制度
 - 2-3-1. ①事前着手制度の導入
 - 2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入
3. 審査
- 4. 申請様式・申請方法**
5. 補助対象事業
 - 5-1. 補助対象となり得るものの例（過去例）
 - 5-2. 補助対象経費・補助対象外経費
 - 5-3. （参考）過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例
6. 留意事項・FAQ

- 申請主体が作成する様式と、補助対象事業者が補助事業ごとに作成する様式があります。計画申請にあたっては、各様式を申請主体が取りまとめて提出してください



申請主体	<ul style="list-style-type: none"> 「申請主体情報・補助事業一覧」、「事業概要」等を作成します 補助対象事業者が作成した「個別事業概要」等を取りまとめて計画申請を行います
補助対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 策定した「事業概要」等に基づく補助事業を実施する主体であり、業務を委託する事業者ではありません 「個別事業概要」「経費計画」「事業スケジュール」等を作成します。また、計画採択後は補助事業ごとに補助金の交付申請を行い、交付決定後、補助事業を実施します。事業完了後、実績報告及び補助金請求を行い、補助金の交付を受けます 補助対象事業者が業務を委託して実施することも可能です（その場合、業務委託事業者が別途補助事業計画等を作成する必要はありません）

- 申請主体者が作成する様式の外、連携して事業を実施する事業者（個別事業者）が作成する様式もあります。

作成主体	作成物		申請類型の別	
			地域一体型	一般型
申請主体	申請主体情報・補助事業一覧 (申請主体、補助対象事業者に関する情報のほか、補助事業、補助対象経費について取りまとめて記載する様式)		様式 1	
	事業概要		様式 2	
	関係する地方公共団体の同意書		様式 3 - A ^{※1}	様式 3 - B ^{※2}
個別事業者 (事業単位)	個別事業概要	通常の場合	様式 4 - A	
		複数年度計画認定制度を活用したい場合	様式 4 - A + 様式 4 - B ^{※3}	
	経費計画	通常の場合	様式 5 - A	
		複数年度計画認定制度を活用したい場合	様式 5 - A + 様式 5 - B ^{※3}	
	事業スケジュール	通常の場合	様式 6 - A	
		複数年度計画認定制度を活用したい場合	様式 6 - B ^{※3}	
事前着手届出書		様式 7 ^{※4}		

※1 登録観光地域づくり法人（DMO）が申請主体となる場合に必要です

※2 地方公共団体以外の者が申請主体として計画申請する場合に必要です。ただし、ウェブページの多言語化に係る取組など、地方公共団体が当該事業の実施についてその概要を把握していないことが、地域における観光政策の実施に当たって影響を及ぼすおそれ小さい取組の場合については、この限りでない。同意書の要否について疑義がある場合には、事前に観光庁・地方運輸局観光部まで事業概要とともにお問合せください

※3 複数年度計画認定制度を申請する場合に必要です

※4 事前着手届出制度を活用したい場合に必要です

※ 計画採択後、交付申請時の提出書類については、上記様式のほか事業費に関する見積書および相見積書等の関連証憑を提出いただけます。詳細は、採択事業者に対して別途お示します。

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要
2. 各類型の事業の流れ・手続き
 - 2-1. 地域一体型
 - 2-2. 一般型
 - 2-3. 今年度からの新たな制度
 - 2-3-1. ①事前着手制度の導入
 - 2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入
3. 審査
4. 申請様式・申請方法
- 5. 補助対象事業**
 - 5-1. 補助対象となり得るものの例**
 - 5-2. 補助対象外経費
 - 5-3. (参考) 過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例
6. 留意事項・FAQ

補助対象となりうるものの例①

- 本事業では、オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的整備に係る調査～実証～整備費まで幅広く支援可能な事業です。採択された計画に基づき実施する事業のうち、補助対象となる事業の概要及び補助対象経費の想定は以下の通りです。

地域の課題（例）	補助対象事業（例）	事業内容・事業対象経費（例）	
特定のスポットにおける過度な混雑	観光客の入場規制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 入場規制に関する制度設計費（調査費、地域における協議費用を含む。） ✓ 事前予約システムの整備・導入に係るシステム開発費、導入費、実証運用費（導入初年度のみ） ✓ 入場規制用のゲート設置に要する費用 	等
	自家用車をはじめとする車両の流入規制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 規制対象区間、時期、規制対象車両等の制度検討費用（交通流情報の収集費用等を含む） ✓ 駐車場の整備に要する費用（料金システム導入費を含む） ✓ 交通流情報の収集に要する機器設置費用 	等
	観光客の混雑の時間的・地理的分散	<ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタルマップ上での混雑情報のリアルタイム発信費用（デジタルマップ（ウェブサイト）の整備費用、混雑情報の可視化に係る費用等を含む） ✓ 観光関連のウェブサイト上での混雑状況の可視化に係る費用、混雑予測情報の発信に係る費用 ✓ 複数市区町村が連携した広域的な分散に係る取組（プロモーション費用等を含む） ✓ 早朝／夜間をはじめとする地域における観光客誘致に資する取組に係る費用（混雑時間帯から閑散時間帯への分散を狙うための体験型コンテンツ造成費用等を含む） 	等
ごみのポイ捨て、私有地への無断立入などマナー違反行為の発生	ごみのポイ捨てを減らすための取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スマートごみ箱の整備・実証運用費（導入初年度のみ） ✓ ごみの持ち帰り啓発に係る取組 	等
	私有地への無断立入り、車道撮影等の違反行為の防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 違反行為監視用のAIカメラの整備・実証運用費（導入初年度のみ） ✓ 洋式トイレの整備・実証運用費（導入初年度のみ） ✓ 車道撮影等を防止するための撮影スポットの整備費（スポット位置選定に係る調査費等を含む） ✓ マナー啓発物の作成費（マナー啓発物のデザイン費を想定）、マナー啓発に係るデジタルサイネージの設置費 ✓ 地域の魅力とマナー啓発に係る情報を一体的に発信するプロモーション経費 	等

補助対象となりうるものの例②

- 本事業では、オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的整備に係る調査～実証～整備費まで幅広く支援可能な事業です。採択された計画に基づき実施する事業のうち、補助対象となる事業の概要及び補助対象経費の想定は以下の通りです。

地域の課題（例）	補助対象事業（例）	事業内容・事業対象経費（例）
観光動線における受入環境の不足	訪日外国人旅行者をはじめとする観光客の基礎的な受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 観光情報の多言語発信に係る経費（情報の多言語化対応） ✓ 無料公衆無線Wi-Fiの整備費用 ✓ キャッシュレス決済環境の整備に係る費用 ✓ 外国人観光案内所の整備・改良に係る費用 <p style="text-align: right;">等</p>
	観光客の移動手段不足解消に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 観光客を主な対象としたバス路線の整備に係る費用（車両購入費、キャッシュレス端末の整備等。利用促進に向けたプロモーション費を含む） ✓ 観光客を主な対象とした移動手段の導入費用（モビリティ購入費、充電ポートの整備等を含む） <p style="text-align: right;">等</p>
	観光客の大型手荷物により生じる課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 手ぶら観光カウンターの整備、機能向上に係る費用 ✓ 路線バス、鉄道における大型手荷物置き場の整備・改修に係る費用 ✓ 空港、駅、宿泊施設等における手荷物預かりシステムの導入に係る費用（事前予約・キャッシュレス対応・配送機能等の機能を有する多機能ロッカーの整備等を含む） ✓ 手ぶら観光サービスの普及・浸透に向けた実証経費（観光客動態に沿った配送エリア拡大に向けた実証、新規サービス造成に向けた企画～実証に係る経費） <p style="text-align: right;">等</p>
	観光需要が高い施設・観光スポットにおける受入体制の拡充に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ タクシー乗り場、バス停等に係る機能強化に係る費用 ✓ 廃屋の撤去（観光目的の跡地利用が見込まれる場合のみ） <p style="text-align: right;">等</p>
	現状の把握・分析や新たな制度導入の検討	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人流把握・予測のための調査分析費 ✓ 新たな制度導入の検討に当たっての専門家意見聴取に係る経費 ✓ 取組に関する効果検証費用 <p style="text-align: right;">等</p>
観光観点における地域住民との協働に係る取組の未実施等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 協議の場の開催に当たって必要となる経費（会場費等） ✓ 住民の意見を反映するためのアンケート実施に係る経費 ✓ 住民向け説明会の実施 ✓ 観光と市民の調和に向けたソフト的な取組の実施 ✓ 学生等の地域住民等向けに観光の意義等を説明する資料作成・活用経費 ✓ 観光施設と住民間交流プログラムの造成費 <p style="text-align: right;">等</p>	

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要
2. 各類型の事業の流れ・手続き
 - 2-1. 地域一体型
 - 2-2. 一般型
 - 2-3. 今年度からの新たな制度
 - 2-3-1. ①事前着手制度の導入
 - 2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入
3. 審査
4. 申請様式・申請方法
- 5. 補助対象事業**
 - 5-1. 補助対象となり得るものの例
 - 5-2. 補助対象外経費**
 - 5-3. (参考) 過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例
6. 留意事項・FAQ

- 本事業では、オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的整備に係る調査～実証～整備費まで幅広く支援可能な事業です。他方で、事業効果を申請段階で検討していないと見受けられるような単なる整備費・広告宣伝費・物品購入費は補助対象外です。申請段階から留意ください。

■ 補助対象外経費の例

- ✓ 補助対象事業者の経常的な経費（補助事業推進に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料、保険料等）
- ✓ 過年度から継続して実施している事業に係る運用費
- ✓ 同一事業の経費において、国（独立行政法人含む）から別途補助金が支給されている場合
- ✓ 不動産の購入に係る経費
- ✓ 特典としてのポイント付与や料金割引の補填
- ✓ 法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ✓ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ✓ 事業期間外（交付決定前、完了実績報告後）に発生する経費
※事前着手届出制度を利用する場合、交付決定前であっても、事前着手届出の受理及び令和8年度政府当初予算が成立した日以降の事業費の支払いを受けることが可能です。
- ✓ 親睦会に係る経費
- ✓ 振込手数料
- ✓ 収入印紙
- ✓ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ✓ その他事業と無関係と思われる経費 等

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要
2. 各類型の事業の流れ・手続き
 - 2-1. 地域一体型
 - 2-2. 一般型
 - 2-3. 今年度からの新たな制度
 - 2-3-1. ①事前着手制度の導入
 - 2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入
3. 審査
4. 申請様式・申請方法
- 5. 補助対象事業**
 - 5-1. 補助対象となり得るものの例
 - 5-2. 補助対象外経費
 - 5-3. (参考) 過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例**
6. 留意事項・FAQ

- 過度な混雑やマナー違反等の課題に取り組む「先駆モデル地域」として、計26地域を採択。地域の関係者による協議の場において具体的な対策に係る計画を策定し、取組を実施
- 取組内容については、事例集として令和7年7月にとりまとめ・公表

【採択地域及び主な取組構想】※順不同

公共交通等の混雑対策

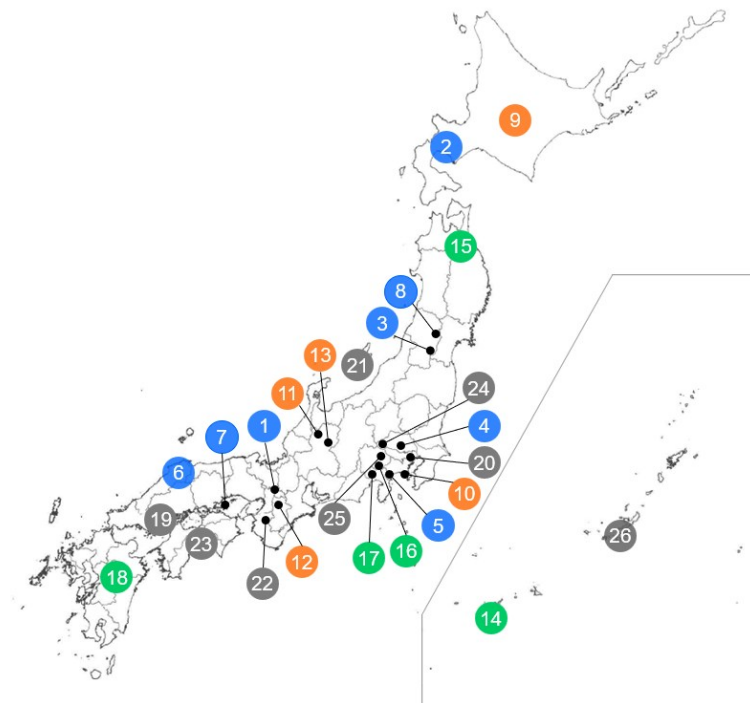
- ① **京都**：「観光特急バス」の新設、地下鉄等への誘導、手ぶら観光の拡充
- ② **ニセコエリア**：タクシー不足対策「ニセコモデル」の拡大
- ③ **蔵王**：ロープウェイの変動価格導入、混雑状況可視化
- ④ **川越**：パーク&ライドの強化、駐車場等の混雑情報発信
- ⑤ **箱根**：「箱根観光デジタルマップ」を活用した分散・平準化
- ⑥ **出雲大社**：駐車場料金変動制の導入
- ⑦ **小豆島**：島内公共交通の充実、混雑情報のリアルタイム発信
- ⑧ **银山温泉**：パーク&ライド実施及びシャトルバス運行による渋滞抑制

マナー違反対策

- ⑨ **美瑛**：AIカメラを活用した、農地など私有地への無断立入行為の抑制
- ⑩ **鎌倉・藤沢**：カメラ設置による写真撮影時のマナー違反行為の抑制
- ⑪ **白川郷**：発地国・地域の分析に基づく旅マエを含むマナー啓発の強化
- ⑫ **奈良公園・山の辺の道**：景観保護活動への観光客の参画
- ⑬ **高山**：伝統的景観を守るためのマナー啓発、災害時の円滑な情報伝達

自然環境保護

- ⑭ **西表島**：エコツーリズム推進法に基づく立入制限の導入
- ⑮ **奥入瀬**：車両乗入規制の実施、利用者負担導入の検討
- ⑯ **富士山吉田口**：登山者数の条件設定及び通行料の導入
- ⑰ **富士山富士宮口、御殿場口、須走口**：
登山計画等を事前登録する入山管理システムの導入
- ⑱ **阿蘇**：EV・自転車活用による環境負荷の低減



需要の分散・周遊促進等

- ⑲ **宮島・宮島口**：宮島側ターミナルの改良、混雑状況可視化
- ⑳ **浅草**：浅草寺周辺の混雑対策、道路空間の活用
- ㉑ **佐渡**：島内二次交通の強化、周遊の促進
- ㉒ **高野山**：データを活用した参拝観光客の分散・平準化
- ㉓ **仁淀川流域**：新たな観光スポットの受入環境整備、周遊コンテンツの充実
- ㉔ **秩父**：AIカメラを活用した混雑予測情報のリアルタイム発信
- ㉕ **大月**：富士山周辺エリアにおける新たな周遊コンテンツの造成
- ㉖ **那覇**：首里城周辺における駐車場混雑情報発信や公共交通の利用促進

○ 観光庁では、各地域における意欲的な取組を横展開すべく、令和5年度補正予算事業で支援した先駆モデル26地域について、その取組内容を紹介する事例集を作成。令和7年7月25日に観光庁HPにて公表

No	実施主体	取組み内容
1	北海道倶知安町 (ニセコエリア)	倶知安・ニセコエリアにおける二次交通改善対策
2	北海道美瑛町 (美瑛町)	美瑛町エリアにおける交通渋滞緩和事業計画
3	青森県 (奥入瀬渓流)	オーバーツーリズムがない“未来の奥入瀬”実現事業
4	山形県山形市 (蔵王温泉)	エリア全体での観光客の適切な需要管理による、世界に誇れるスノーリゾート“世界の蔵王”の推進事業
5	山形県尾花沢市 (銀山温泉)	「GINZAN is an Art Museum」持続可能な観光地づくり事業
6	埼玉県川越市 (川越市)	川越市におけるオーバーツーリズム対策事業
7	埼玉県秩父市 (秩父地域)	地域住民と観光客が共存した持続可能な山間地域を目指す“三峠駐車場の混雑分散化事業”
8	東京都台東区 (浅草)	台東区浅草地区における持続可能な観光地づくり事業
9	神奈川県鎌倉市 (鎌倉市・藤沢市エリア)	鎌倉市・藤沢市エリアにおけるオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業
10	神奈川県箱根町 (箱根町)	箱根エリアにおける混雑平準化および道路渋滞緩和推進事業
11	新潟県佐渡市 (佐渡島)	持続可能な佐渡観光の推進に向けた受入環境整備事業
12	山梨県 (富士山吉田口)	富士山吉田口における安全登山環境確保に関する事業計画
13	山梨県大月市 (大月駅周辺地域)	大月市における富士山観光に係るオーバーツーリズムの未然防止・分散・抑制による持続可能な観光推進事業対策計画
14	岐阜県高山市 (高山市)	「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な地域の実現に向けた観光課題対策事業
15	岐阜県白川村 (白川郷合掌造り集落)	白川郷観光最適化デザイン計画
16	静岡県 (富士山(富士宮口、御殿場口、須走口))	富士山(富士宮口、御殿場口、須走口)における安全登山環境確保に関する事業計画
17	京都府京都市 (京都市全域)	市民生活と調和した「持続可能な京都観光」の実現に向けた観光課題対策推進事業
18	奈良県 (奈良公園及び「山の辺の道」)	「奈良公園」及び「山の辺の道」エリアにおけるオーバーツーリズム対策事業計画
19	和歌山県高野町 (高野山)	聖地高野山の交通渋滞の緩和や持続的な参拝観光地の創出に向けた取り組み
20	島根県出雲市 (出雲大社周辺)	出雲大社周辺エリアにおける渋滞対策及び持続可能な観光推進事業
21	広島県廿日市市 (宮島、宮島口)	宮島・宮島口エリアにおけるサステナブル・スマート観光推進事業計画
22	香川県小豆島町 (小豆島)	「観光により持続できる島、小豆島」を実現するための環境整備
23	高知県いの町 (にご淵を中心とした仁淀川流域)	にご淵を中心とした仁淀川流域のオーバーツーリズム対策
24	熊本県阿蘇市 (阿蘇市)	「サステナブルな阿蘇」で旅行者も地域も潤う環境トライアル
25	沖縄県 (首里社地域)	令和8年の首里城正殿復元を契機とした、首里社 地区を中心とした暮らしと観光が両立した住みやすく魅力的なまちづくり
26	沖縄県竹富町 (西表島)	西表島における立入制限エリア導入を核とした持続可能な自然体験型観光推進計画

事例集内の各地域の取組詳細 (例)

2. 課題

● 主な課題

主な課題	主な現状・問題点	影響を受けている主な対象
1. 市バス混雑・交通渋滞	市バスの車内混雑や交通渋滞・快適性が低下するなどの問題	市バス利用者
2. 観光地の過度な混雑	大型連休や桜、紅葉などの観光シーズンに、大規模な混雑が発生し、観光客の満足度が低下する	観光客
3. マナー問題	ごみの不法投棄、騒音、ゴミを放置する市民の増加	観光客、市民生活
4. 京都観光に対する市民の理解・共感の低下	観光客の増加による市民生活への影響、市民生活と観光との調和を欠く	市民生活

1. 車内混雑・交通渋滞

2. 観光地の過度な混雑

5. 主な取組み (詳細)

課題	取組み	事業内容
市バス混雑・交通渋滞	市バス混雑緩和対策	市バス混雑緩和対策として、市バス利用者の利便性を向上させるための取組みを実施する
観光地の過度な混雑	観光地の混雑緩和対策	観光地の混雑緩和対策として、観光客の分散を促すための取組みを実施する
マナー問題	マナー向上対策	マナー向上対策として、観光客のマナー向上を促すための取組みを実施する
京都観光に対する市民の理解・共感の低下	市民生活と観光の調和	市民生活と観光の調和を図るための取組みを実施する

5. 主な取組み (詳細)

課題: 嵯峨嵐山エリアにおける局所的な混雑発生

取組み: 嵯峨嵐山エリアの局所的な混雑を踏まえた回遊ルート誘導実証事業

事業内容: 以下取組により、定例ルートやスポット (渡月橋・長辻通・竹林の小径) に集中しがちな観光客に対し、比較的混雑していないエリア (嵯峨嵐山) への回遊を促す

①: デジタルマップ作成 (日本語・英語で配信)

- ① 嵯峨嵐山エリアを巡るデジタルスタンプラリーの実施 (11/1~12/1)
- ② ライフカメラによる混雑状況の発信 (混雑箇所に加え、嵯峨嵐山エリアの混雑していない箇所も見える化)
- ③ 嵯峨嵐山エリアを中心とした観光客向け情報提供期間限定イベント開催の紹介
- ④ 回遊観光におすすめのコースの紹介、混雑予測箇所の明示
- ⑤ 嵯峨嵐山の魅力を紹介する動画の配信 など

②: 要員、誘導員の配置及び看板設置

- 混雑に応じて分散化のスタッフ・ボランティアによる誘導を行う。(11/23日、24日、30日、12/1日)

③: AIカメラ設置

- 歩行者数を測定・検証し、今後の対策改善につなげる。(11月上旬~令和7年1月末)

【期待・目的】

- 嵯峨嵐山エリアは、現状、渡月橋・長辻通・竹林の小径といった定番ルートに観光客が集中している一方で、嵯峨嵐山は比較的空きいており、嵯峨嵐山エリア全体として混雑状況に陥りがちな状況である。
- 観光客の分散や流入調整による局所的な混雑の緩和を図るとともに、歩行者の安全の確保や車両の円滑な運行の推進を図る。

2. 課題

● 主な課題

主な課題	主な現状・問題点	影響を受けている主な対象
1. 過度な混雑	特定の日・時間帯・箇所に集中し、観光客の満足度が低下する	観光客
2. 危険な登山	御丸登山 (五合目を夜間に出発する) や 2日目の登山形勢、観音堂 (登山に必要な装備でも登山を進行する等) を行う	登山客
3. マナー・ルール違反	登山道: ごみ捨て、登山道に侵入、山小屋: 予約せず当日混雑せず来ない、騒音の発生等、トイレ: 糞物の投棄や、みもの放置、その他: 飲酒・露天風呂に小便、ルール無視や注意に従わない等	登山客、市民生活

過度な混雑

危険な登山

3. マナー・ルール違反

5. 主な取組み (詳細)

課題	取組み	事業内容
過度な混雑	特定の日・時間帯・箇所に集まる混雑発生危険な登山と、マナー・ルール違反の発生	A: 登山規制の導入 (対策事業①~③) B: 広報・周知の実施 (対策事業④~⑤)
危険な登山	登山客の安全確保	登山客の安全確保のための取組みを実施する
マナー・ルール違反	マナー向上対策	マナー向上対策のための取組みを実施する

5. 主な取組み (詳細)

課題: 特定の日・時間帯・箇所に集まる混雑発生危険な登山と、マナー・ルール違反の発生

取組み: A: 登山規制の導入 (対策事業①~③)
B: 広報・周知の実施 (対策事業④~⑤)

事業内容

①: 富士山登山規制事業

- 五合目登山口にゲートを設置、ゲート前に24時間要員を配置

②: 富士山登山安全推進事業

- 登山道に誘導員を配置 (登山道4箇所、下山道4箇所、分岐1箇所、延べ376人)

③: 富士山登山道回遊推進事業

- 五合目・山頂間を毎日指導員が巡回 (延べ196人)

④: 登山規制広報事業

- 特急車内、バス9所、登山用品店等において掲示するポスターを作成

⑤: 県有富士山道規制周知業務

- 富士山駅、河口湖駅、富士山パークにおいて規制内容を周知 (延べ430人)

通行規制

特急車内

バス9所

登山用品店等

富士山駅

河口湖駅

富士山パーク

- 令和6年度補正予算事業として、過度な混雑やマナー違反等の課題に対して、地域の関係者が一体となって取り組む35地域を採択し、総合的に支援（一次公募結果4月18日公表、二次公募結果7月25日公表）

【採択地域及び主な取組構想】※順不同

<北海道>

- ① 定山溪：観光客専用バスの実証運行
- ② 小樽：バス停留所等の混雑状況可視化、旅ナカにおけるマナー啓発
- ③ 阿寒湖温泉：国立公園の自然保護に向けたマナー啓発
- ④ 十勝：空港から観光地への連絡バスの実証運行
- ⑤ ニセコエリア：タクシー不足対策「ニセコモデル」の拡大
- ⑥ 美瑛：AIカメラ増設によるマナー違反対策、観光バス駐車スペースの増強
- ⑦ 摩周：ポイ捨て防止のマナー啓発、公共交通機関のキャッシュレス対応
- ⑧ 釧路湿原：新たな観光地における自然環境保全のための侵入防止策等の設置

<東北>

- ⑨ 山形市：駐車場の完全予約制の導入、飲食店不足解消に向けた整備
- ⑩ 蔵王町：手ぶら観光の推進、マナー違反防止のための看板設置
- ⑪ 银山温泉：入場者の総量調整（パーク&ライド）実証の拡大
- ⑫ 白川湖：新幹線駅からのシャトルバスの実証、駐車場の事前予約制導入

<関東>

- ⑬ 川越：試行的な交通規制（歩行者天国）の実施、ナイトタイムエコノミーの推進
- ⑭ 鎌倉・藤沢：街頭防犯カメラ設置等による迷惑行為等の防止
- ⑮ 箱根：手ぶら観光の推進、公共交通機関への多様な決済手段の導入
- ⑯ 大月：駅構内に滞留するインバウンドを駅周辺に誘導する実証実験

<北陸信越>

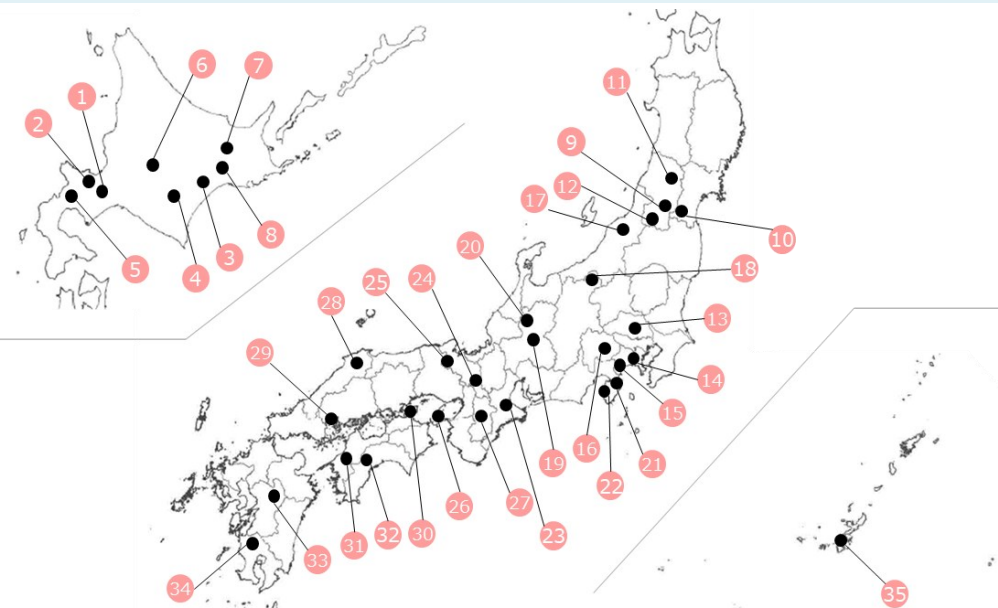
- ⑰ 月岡温泉：月岡温泉を起点としたシャトルバスの実証運行・利用促進
- ⑱ 野沢温泉：シャトルバスの混雑状況の可視化、マナー啓発動画作成

<中部>

- ⑲ 下呂温泉：市民の観光歓迎度の可視化
- ⑳ 白川郷：大型バス向け駐車場への予約システム導入、駐車場の変動料金制導入
- ㉑ 熱海：駅前における道路混雑緩和に向けた環境整備
- ㉒ 河津町：桜まつりの交通混雑緩和
- ㉓ 明和町：スマート予約システム導入、リアルタイム混雑情報配信

<近畿>

- ㉔ 京都：観光特急バスの利用促進、京都観光モラルの普及
- ㉕ 南丹市：公衆トイレ混雑緩和、駐車場管理システム導入の検討



- ㉖ 洲本：ナイトタイムエコノミーの推進、観光アプリの機能強化
- ㉗ 奈良：電動モビリティを活用した周辺地域からの来訪促進

<中国>

- ㉘ 松江城：観光客の観光施設・店舗利用分散化に向けた取組
- ㉙ 宮島・宮島口：参加型イベントを通じたマナー啓発

<四国>

- ㉚ 小豆島：手ぶら観光の推進、路線バスとシェアサイクルの連動
- ㉛ 大洲：多言語案内板によるマナー啓発
- ㉜ いの町：旅マエの混雑予測情報提供

<九州>

- ㉝ 阿蘇：AIを用いた混雑状況の可視化
- ㉞ 出水：観光ピクトグラムを活用したマナー啓発
- ㉟ 那覇：周遊ルート作成、首里城公園の時間制チケット導入

オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業

1. 事業概要
2. 各類型の事業の流れ・手続き
 - 2-1. 地域一体型
 - 2-2. 一般型
 - 2-3. 今年度からの新たな制度
 - 2-3-1. ①事前着手制度の導入
 - 2-3-2. ②複数年にわたる取組に係る認定制度の導入
3. 審査
4. 申請様式・申請方法
5. 補助対象事業
 - 5-1. 補助対象となり得るものの例（過去例）
 - 5-2. 補助対象経費・補助対象外経費
 - 5-3. （参考）過年度までの同様の受入環境整備事業における支援の事例
- 6. 留意事項・FAQ**

○ 計画申請にあたっては、以下の事項に留意してください

<p>事業趣旨に合致する計画申請をお願いします</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、単なる施設整備やイベント実施のための支援を行うものではありません ・ 地域の関係者で連携の上、“観光客”の受け入れと“住民”の生活の質の確保という「双方の視点」から、持続可能な観光地域づくりの実現に向けて取り組むことを目的とした計画申請をお願いします
<p>一般型においても、可能な限り申請地域（エリア）における連携体制を構築してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請地域（エリア）における連携については、一般型の場合でも、地域の観光関係者が連携し、地域で生じている又は発生が想定される観光課題の未然防止・抑制を図ることが望ましいことから、民間事業者等と地方公共団体など多様なステークホルダーで連携し、地域一体となった取組の申請をお願いします
<p>地域一体型、一般型の併願も可能です</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一申請主体・同一内容の補助事業について、地域一体型及び一般型に併願することは可能ですが、採択されるのはいずれかの類型のみとなります ・ 同一申請主体であっても、異なる補助対象事業を申請する場合には、地域一体型及び一般型ともに採択を受けることは可能です
<p>補助対象経費は、原則として税抜きで申請いただく必要があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。 ・ ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ② 免税事業者である補助事業者 ③ 簡易課税事業者である補助事業者 ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人である補助対象者 ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助対象者 ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

- 補助対象経費の中に、補助事業者の自社調達又は関係会社等からの調達分がある場合は、取引価格から利益相当額を控除した金額を補助対象経費としてください

■ 利益排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③の関係にある会社または個人等から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）を、利益排除の対象とします。

- ① 補助事業者自身（自社）
- ② 補助事業者の関係会社（下記③を除く）
- ③ 補助事業者（法人の場合は補助事業者の株主）の親族又は親族が所有する会社

※ 利益排除の対象範囲となる具体的な関係会社の範囲は、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に準じて判定してください。

※ 親族の範囲は、民法第725条で定義されている六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族に準じて判定してください。

区分		利益排除の方法
①	補助対象事業者の自社調達	原価をもって補助対象額とします
②	補助事業者の関係会社（③を除く）からの調達	<p><パターンA：取引価格が原価と当該調達に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合> → 取引価格をもって補助対象額とします</p> <p><パターンB：上記によりがたい場合> 調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相反額の排除を行います。</p>
③	補助事業（法人の場合は補助対象事業者の株主）の親族又は親族が所有する会社からの調達	

■ 第三者への再委託の扱い

- ・ 親族又は親族が所有する会社との取引の全部又は一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先からの見積書、契約書、請求書、再委託先への支払証憑等の提出を求めることがあります。
- ・ この場合、再委託先との取引は、事業（精算）完了期限までに支払いを含めてすべての取引を完了させる必要があります。

■ 経費の見積書での扱い

- ・ 関係会社等から調達を受ける場合は、交付申請額の算出に用いる経費の見積書（2者以上）は、関係会社等を除いて2者以上の見積もりを提出してください。（見積書の提出は交付申請時）

- 補助事業の結果により収益が生じた場合には、収益納付の考え方にに基づき、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付します

■ 収益納付の考え方

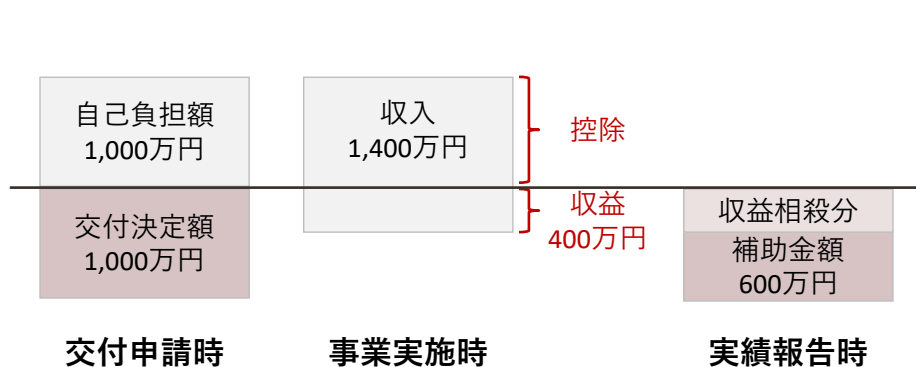
- ・ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」と言います）。
- ・ 本事業では、事業完了時まで直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとします。

収益納付の考え方に基づく額の算出方法

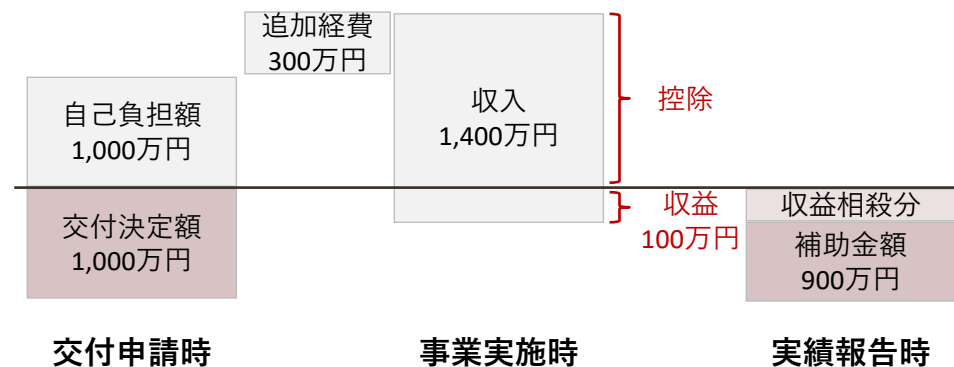
収益納付をとまなう補助金額について以下の考え方を基本に算出します。

- ① 補助金は補助事業に係る経費に対して支払うもの
- ② 交付決定額は補助事業に係る経費合計（上限あり）に補助率を乗じたもの
- ③ 収益納付の「収益」の対象は補助事業を通して販売や入場料、運賃等で得られる収入から自己負担経費を控除した分のこと
- ④ （該当する場合のみ）交付申請後に追加で自己負担となった補助事業に係る経費も収益から控除ができる
- ⑤ 事務局から支払う補助金額は②の交付決定額から③④の経費控除後の収益を差し引いたもの

■ 例1：追加自己負担経費が無い場合



■ 例2：追加自己負担経費がある場合



○ 想定される質問と回答は以下のとおりです

質問	回答
1 行政区域がまたがる地域の場合、 どのように申請すれば良いか	<ul style="list-style-type: none">• いずれか1つの地方公共団体が代表して申請してください。その他の地方公共団体は同意書をご提出ください• なお、計画が採択されましたら、補助対象事業者から交付申請を行います。交付決定は申請主体ではなく、補助対象事業者に行うため、複数の地方公共団体から交付申請があれば、各地方公共団体に交付決定を行います
2 申請に際して最低金額はあるか	<ul style="list-style-type: none">• 最低金額は特に設けておりません。金額の大小にかかわらず有識者を含む委員会の審査を経て採択の対象となり得ます。
3 物品等の購入は補助対象となる か。事業期間終了後の資産の扱 いはどのようになるか	<ul style="list-style-type: none">• オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的整備において適切と認められれば、物品購入も補助対象となります。なお、本事業により取得又は効用の増した財産を事前の承認なく処分制限期間内に処分したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、補助金の全額返還を命ずる可能性があります。• 詳細は公募要領（「●その他重要事項」を）を参照ください
4 他の補助金との併用は可能か	<ul style="list-style-type: none">• 同一内容の事業において、国が助成する他の制度（補助金、委託費等）が重複することは、補助金適正化法上認められません。なお、都道府県・市町村の補助を受けるといった連携補助については、問題ありません

○ 想定される質問と回答は以下のとおりです

質問

回答

5

ランニングコスト、レンタル・リース料、人件費などは補助対象になるか

- 補助対象事業者の経常的な経費（補助事業推進にかかる人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料、保険料等）は対象外となります。ただし、補助事業に係る補助的業務等に従事する派遣社員又はアルバイト等に対する人件費は補助対象となります。
- また本事業期間を超えて結ばれる契約にかかる経費（交付決定前の経費及び事業期間終了後に係る経費）は補助対象外です。なお、事前着手制度を利用する場合については、事前着手届出の受理及び令和8年度政府予算の成立日以降の事業費の支払いを受けることが可能です。
- 日割り・月割りの按分も原則認められませんが、交付決定後に着手（発注・契約・支出行為）した補助事業で、かつ、実績報告時の証憑類にて、発生した経費が事業期間内であることが明確な場合には、事業期間内に係る経費を補助対象とします。

■ 按分のNG例

- <契約書> 契約期間：R7.4～R8.3、支払：120万円（年間一括）と記載
- <請求書等> 契約期間：R7.4～R8.3 請求金額：120万円（年間一括）と記載
- <交付申請> 上記証憑をもって、年間120万円の契約金額を自ら按分し、9か月分の90万円を申請
→本事業期間を超えた契約となっており、証憑類から按分が適切か判断できないため NG

■ 按分のOK例

- <契約書> 契約期間：R7.6～R8.5、支払：年間120万円、毎月10万円と記載
- <請求書等> 契約期間：R7.6～R8.5、請求金額：R7.6～R8.2 9か月分90万円と記載
- <交付申請> 上記の証憑をもって、R7.6～R8.2まで9か月分90万円を申請
→証憑類から発生した経費が事業期間内であることが明確であるため OK

発生した経費が事業期間内であることが明確な場合には、事業期間内に掛かる経費は補助対象経費

証憑

<契約書>
契約期間：R8.6～R9.5
支払い：年間120万円、毎月10万円
<請求書>
R8.6～R9.2まで9か月分90万円

○ 想定される質問と回答は以下のとおりです

質問

回答

6

協議の場について既存の枠組みを
活用可能か

- 活用可能です（p.13参照）

7

見積書の提出時期について

- 採択後の交付申請時において2者以上の見積書を提出いただく必要があります。
- 地域における事業者数や事業の特性上、複数の事業者の見積書が取れない場合は、1者の見積書と選定理由書の提出をもって申請いただきます。

8

自治体事業において、入札やプロ
ポーザル等で事業者が決まってい
ない場合、見積書はどうすればよ
いか

- 自治体事業において、入札やプロポーザル等で事業者が決まっておらず、交付申請時に見積書が出せない場合は、入札やプロポーザルを行う上で作成した仕様書や参考見積の提出でも可とします
- ただし、実績報告時には経費の採用見積書等の証憑をご提出ください

- 申請に当たってのご相談については、各地域ブロックごとに、担当となる地方運輸局観光部等にお問い合わせください。
※地方運輸局等への連絡に当たっては、下記メールアドレスをccに入れていただいても構いません。

地域ブロック	担当運輸局等	連絡先：電話番号	連絡先：メールアドレス
北海道	北海道運輸局 観光部観光企画課	011-290-2700	hkt-tpd@gxb.mlit.go.jp
東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	東北運輸局 観光部観光企画課	022-791-7509	tht-kankou-kankoukikaku@gxb.mlit.go.jp
関東（茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨）	関東運輸局観光部 ①国際観光課 ②観光地域振興課	①045-211-7273 ②045-211-7265	①ktt-kokusai@ki.mlit.go.jp ②ktt-kanto-kanko@ki.mlit.go.jp
北陸信越（新潟、長野、富山、石川）	北陸信越運輸局 観光部観光地域振興課	025-285-9181	hrt-hrt-kankou@gxb.mlit.go.jp
中部（愛知、静岡、岐阜、三重、福井）	中部運輸局 観光部観光地域振興課	052-952-8009	cbt-kankouchiiki@gxb.mlit.go.jp
近畿（大阪、京都、奈良、滋賀、和歌山、兵庫）	近畿運輸局 観光部観光地域振興課	06-6949-6411	kkt-ot-taisaku@gxb.mlit.go.jp
中国（広島、鳥取、島根、岡山、山口）	中国運輸局 観光部観光地域振興課	082-228-8703	cgt-kanko_chiiki_section@gxb.mlit.go.jp
四国（徳島、香川、愛媛、高知）	四国運輸局 観光部観光企画課	087-802-6735	skt-kankokikaku@gxb.mlit.go.jp
九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	九州運輸局 観光部国際観光課	092-472-2335	qst-kokusai@gxb.mlit.go.jp
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部観光課	098-866-1812	unyu-tourism.r6j@ogb.cao.go.jp

○ 計画申請

計画申請の提出方法については、追って公募要領の改訂版および観光庁ホームページ内の本事業公募ページに掲載いたします。
※掲載は5月中旬頃を予定しております。

○ 事前着手届出

事前着手届出制度を利用したい個別事業がある場合には、令和8年4月17日（金）12:00までに、申請主体から以下の書類を、下記提出先あてにメールで提出してください。

- ・申請主体情報・補助事業一覧（様式1）※暫定版で可
- ・事業概要（様式2）※暫定版で可
- ・事前着手届出制度を活用した個別事業に係る「連携する地方公共団体の同意書（様式3-A or 様式3-B）」
- ・事前着手届出制度を活用した個別事業に係る「個別事業概要（様式4-A / 様式4-B）」
- ・事前着手届出制度を活用した個別事業に係る「費用積算書（様式5-A / 様式5-B）」
- ・事前着手届出制度を活用した個別事業に係る「事業スケジュール（様式6-A or 様式6-B）」
- ・事前着手届出書（様式7）

【提出先】

国土交通省 観光庁参事官（外客受入）

E-mail： hqt-overtourism-jta * gxb.mlit.go.jp ※「*」を「@」に置き換えてください。

※ メールの件名は、「【事前着手届出】オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」としてください。

※ 事前着手届出の提出に加えて、計画申請受付締切までに計画申請が必要です。

バージョン	発行日	変更内容
1.0	令和8年3月5日	✓ 初版発行
2.0	令和8年4月1日	✓ P.35 掲載地域数修正／P.43 相談先一部変更